

東経 110 度 CS の左旋円偏波を巡る経緯について

年月日	出来事
平成元年 6 月	放送法及び電波法の一部を改正する法律（平成元年法律第 55 号）公布（平成元年 10 月 1 日施行） 衛星放送について、受託委託放送制度を創設。
平成 3 年 11 月 5 日	IFRB により、我が国の東経 110 度における CS（通信衛星）について、事前公表 周波数の国際調整が開始。
平成 10 年 11 月 19 日	(株)日本サテライトシステムズ及び宇宙通信(株)、東経 110 度 CS（N-SAT-110）の共同利用、調達及び打ち上げの 予定について公表
平成 11 年 3 月 2 日 ～6 月 24 日	(社)衛星放送協会、宇宙通信(株)、(社)経済団体連合会及び(株)日本サテライトシステムズ等、東経 110 度通 信衛星の放送利用に関する要望提出
平成 12 年 1 月 17 日	郵政省放送行政局長会見「東経 110 度衛星の放送利用に関する意見募集の実施」
平成 12 年 1 月 19 日 ～2 月 15 日	郵政省、東経 110 度衛星による放送への参入希望、同衛星の放送利用に係る制度等に関する意見募集
平成 12 年 5 月 23 日 ～6 月 19 日	郵政省、東経 110 度 CS 放送の実現に係る放送法施行規則の一部改正案、放送普及基本計画及び放送用周波数 使用計画の一部変更案についての意見募集
平成 12 年 7 月 26 日	郵政省、「東経 110 度 CS 放送の実現に係る放送法施行規則の一部改正、放送普及基本計画及び放送用周波数使 用計画の一部変更」(平成 12 年 7 月 14 日電波監理審議会諮問・答申)に係る制度整備 放送法施行規則の一部改正(郵政省令第 44 号)の公布・施行 放送普及基本計画の一部変更(郵政省告示第 470 号)の告示 放送用周波数使用計画の一部変更(郵政省告示第 471 号)の告示
平成 12 年 9 月 8 日	郵政省、ジェイサット(株)及び宇宙通信(株)に対し、それらが共同所有する N-SAT-110 による放送（右旋円偏波） について、放送衛星局予備免許を付与（平成 12 年 9 月 6 日電波監理審議会諮問・答申）
平成 12 年 9 月 14 日	郵政省、「東経 110 度 CS デジタル放送の実現に向けた制度整備」(平成 12 年 6 月 9 日電波監理審議会諮問・同 年 9 月 6 日電波監理審議会答申)に係る制度整備 放送法施行規則の一部改正(郵政省令第 56 号)の公布・施行 放送局の開設の根本的基準の一部改正(郵政省令第 57 号)の公布・施行 「東経 110 度 CS デジタル放送に係る委託放送業務の認定に係る認定方針」(平成 12 年 9 月 6 日付け郵放衛第 3034 号)
平成 12 年 9 月 22 日 ～10 月 19 日	郵政省、東経 110 度 CS デジタル放送に係る委託放送業務の認定申請受付 41 社の申請を受付

平成 12 年 10 月 7 日	N-SAT-110 打上げ
平成 12 年 11 月 17 日	郵政省、宇宙通信㈱に対し、N-SAT-110 による通信（左旋円偏波）について、人工衛星局（電気通信業務用）予備免許を付与
平成 12 年 11 月 28 日	郵政省、ジェイサット㈱に対し、N-SAT-110 による通信（左旋円偏波）について、人工衛星局（電気通信業務用）予備免許を付与
平成 12 年 12 月 26 日	郵政省、東経 110 度 CS デジタル放送に係る委託放送事業者 18 社の認定（平成 12 年 12 月 18 日電波監理審議会諮問・答申）
平成 13 年 3 月 27 日	（社）電波産業会（ARIB）「デジタル放送用受信装置 標準規格（望ましい仕様） ARIB STD-B21 2.0 版」を改定（左旋円偏波による放送に関する検討結果を附属書に記載）
平成 13 年 3 月 29 日	<p>IT 戦略本部決定「e-Japan 重点計画」</p> <p>2. 世界最高水準の高度情報通信ネットワークの形成</p> <p>3) 具体的施策</p> <p>通信と放送の融合に対応した制度の整備（総務省）</p> <p>CS デジタル放送、ケーブルテレビ等について、電気通信事業者回線の利用を可能にするるとともに、（中略）2001 年中に電気通信役務利用放送法案（中略）を国会に提出するなど、所要の制度整備を行う。」</p>
平成 13 年 3 月 30 日	<p>閣議決定「規制改革推進 3 カ年計画」</p> <p>「横断的措置事項</p> <p>1 IT 関係</p> <p>ウ 電子商取引ルールと新たな環境整備</p> <p>22 通信と放送の融合に対応した制度整備</p> <p>通信、放送を取り巻く環境の大きな変化への的確な対応を図る観点から、以下の措置を講ずる。</p> <p>a 通信衛星を利用した放送に必要な認定手続や、第一種電気通信事業者の回線を利用したケーブルテレビ事業に必要な許認可手続の簡素化等、通信と放送の融合の進展に対応した制度整備を推進する（第 151 回国会に法案提出）」</p>
平成 13 年 6 月 1 日	総務省、ジェイサット㈱及び宇宙通信㈱に対し、N-SAT-110 による通信（左旋円偏波）について、人工衛星局（電気通信業務用）免許を付与
平成 13 年 6 月 29 日	電気通信役務利用放送法（平成 13 年法律第 85 号）公布（平成 14 年 1 月 28 日施行） 電気通信役務利用放送制度を創設。
平成 13 年 9 月 14 日 ～ 10 月 12 日	総務省、電気通信役務利用放送法の施行に関する意見募集
平成 14 年 1 月 25 日	<p>総務省、「電気通信役務利用放送法施行規則案並びに放送法施行規則、無線局（放送局を除く。）の開設の根本的基準、電波法施行規則、放送局の開設の根本的基準及び認定点検事業者等規則の各一部を改正する省令案について」及び「周波数割当計画の一部変更案について」に係る制度整備（平成 13 年 10 月 24 日電波監理審議会諮問・平成 13 年 12 月 12 日電波監理審議会答申）</p> <p>電気通信役務利用放送法施行規則（総務省令第 5 号）の公布（平成 14 年 1 月 28 日施行）</p> <p>放送法施行規則の一部改正（総務省令第 5 号）の公布（平成 14 年 1 月 28 日施行）</p>

	<p>無線局(放送局を除く。)の開設の根本的基準(総務省令第5号)の一部改正の公布(平成16年1月28日施行) 電波法施行規則の一部改正(総務省令第5号)の一部改正の公布(平成16年1月28日施行) 放送局の開設の根本的基準(総務省令第5号)の一部改正の公布(平成16年1月28日施行) 認定点検事業者等規則(総務省令第5号)の一部改正の公布(平成16年1月28日施行) 周波数割当計画の一部変更(総務省告示第46号)の告示</p>
平成14年1月28日	電気通信役務利用放送法(平成13年法律第85号)の施行(平成13年6月29日公布)等
平成14年2月15日	総務省、宇宙通信㈱に対し、N-SAT-110による放送(右旋円偏波)について、放送衛星局免許を付与
平成14年2月22日	総務省、ジェイサット㈱に対し、N-SAT-110による放送(右旋円偏波)について、放送衛星局免許を付与
平成14年3月1日	宇宙通信㈱、東経110度CS放送の業務開始
平成14年3月15日	(財)ベターリビング、「優良住宅部品認定基準 テレビ共同受信機器 BLS TV:2001」公表・施行(共聴システムに関する仕様について決定)
平成14年4月1日	ジェイサット㈱、東経110度CS放送の業務開始
平成14年12月25日	<p>総務省「衛星放送の在り方に関する検討会」最終とりまとめ</p> <p>「(110度CSの左旋円偏波の取扱いについて) 110度CS(N-SAT-110)については、現在、東経110度CSデジタル放送に使用されている右旋円偏波用の中継器のほか、左旋円偏波用も搭載されており、現在、通信専用で使用されている左旋円偏波について、放送用にも使用できるようにしてはどうかという議論が一部にある。しかしながら、この左旋円偏波による放送は、集合住宅での受信環境の整備を要すること等から、慎重に対応する必要があり、これらの課題の解決状況を見ながら、今後更に検討していくことが適当と考えられる。」</p>
平成15年10月21日	<p>(社)日本経団連「2003年度日本経団連規制改革要望 -さらなる規制改革の推進に向けて-」</p> <p>「現行の受委託放送制度では、衛星中継器を通信用、放送用に分け、委託放送事業者の認定にあたって放送用の特定の周波数を総務大臣が指定するため、新たな周波数で放送を開始しようとすると、手続に時間を要する。 外資規制もなく、マスメディア集中排除原則に基づく規律も緩い電気通信役務利用放送法が適用され、より自由な参入が可能となれば、競争が促進され、魅力あるコンテンツの提供、ひいては衛星放送市場全体の拡大につながることを期待される。また、事業者の利用ニーズに応じて、通信、放送用の周波数を柔軟に利用できることから、周波数の有効利用につながる。 「『全国規模での規制改革要望』に対する各省庁からの再回答について」(平成15年8月11日総合規制改革会議)においては、「現状においては、東経110度CSデジタル放送に使用し得る全ての中継器について、放送法に基づく認定が行われ、中継器に余裕のない状況であり、平成16年度までにこの状況に変化がなければ、検討は困難と考えられる」とされている。制度適用の前提が整っていないという説明であるが、110度CSに電気通信役務利用放送法を適用する方針が明らかにされれば、前提にも変化が生じる可能性がある。また、中継器に余裕がないという点も、左旋偏波を放送用に利用することで対応可能である。 なお、視聴者が増えるほど、制度変更が困難になると想定されることから、早急に電気通信役務利用放送法を適用する必要がある。」</p>
平成16年3月8日	総務省、「平成16年3月12日から同年4月9日まで申請を受け付ける放送衛星業務用の周波数以外の周波数を使用する東経110度人口衛星を利用したデジタル放送に係る委託放送業務の認定に係る認定方針」(総務省訓令第10号)の策定
平成16年3月12日 ~4月9日	総務省、東経110度CSデジタル放送に係る委託放送業務の認定申請受付

<p>平成 16 年 3 月 19 日</p>	<p>閣議決定「規制改革・民間開放推進 3 か年計画」</p> <p>「東経 110 度を軌道位置とする CS に関し、現在通信用に割り当てられている左旋円偏波の周波数を放送に使用できるようにすること及びその際電気通信役務利用放送法を適用することについて検討し、早急に結論を得る。」</p>
<p>平成 16 年 3 月 12 日 ~ 4 月 9 日</p>	<p>総務省、東経 110 度 CS デジタル放送に係る委託放送業務の認定申請受付 13 社より申請受付</p>
<p>平成 16 年 5 月 12 日</p>	<p>電波監理審議会諮問・答申「東経 110 度 CS デジタル放送に係る委託放送業務の認定」 平成 16 年 3 月 12 日 ~ 同年 4 月 9 日までに申請を受け付けた 13 社のうち 12 社を認定</p>